



令和3年度

ごみ減量・リサイクル推進講習会

青森県環境政策課 循環型社会推進グループ

目次

1. 青森県の一般廃棄物排出量の現状
2. 事業系一般廃棄物の減量に必要なこと
3. 排出事業者の皆様へお願い
4. 最後に



1. 青森県の一般廃棄物排出量の現状

令和元年度(2019年度)

一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)

項目	青森県	全国値	~R7年度 県目標値
1人1日当たり ごみ排出量	1,003g (全国43位)	918g	940g
リサイクル率	14.3% (全国44位)	19.6%	17% (民間含む 34.0%)

青森県は全国値と比べ、
ごみ排出量が多く、リサイクル率が低いのか！？



ごみ減量が進まないと……

ごみの最終処分場
がいっぱいになる



資源の枯渇が進む

可採年数

石油:50.0年

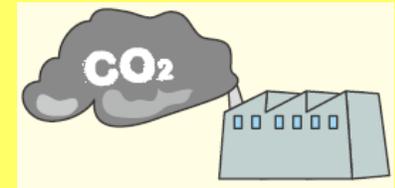
天然ガス:50.9年

出典 経済産業省
エネルギー庁
「エネルギー白書2020」

ごみ処理には多額のお金がかかります。
市町村のごみ処理は税金で賄われています。

令和元年度における県内市町村（一部事務
組合含む。）の一般廃棄物処理事業経費は、
約201億0504万円で

県民1人当たり約15,700円／年



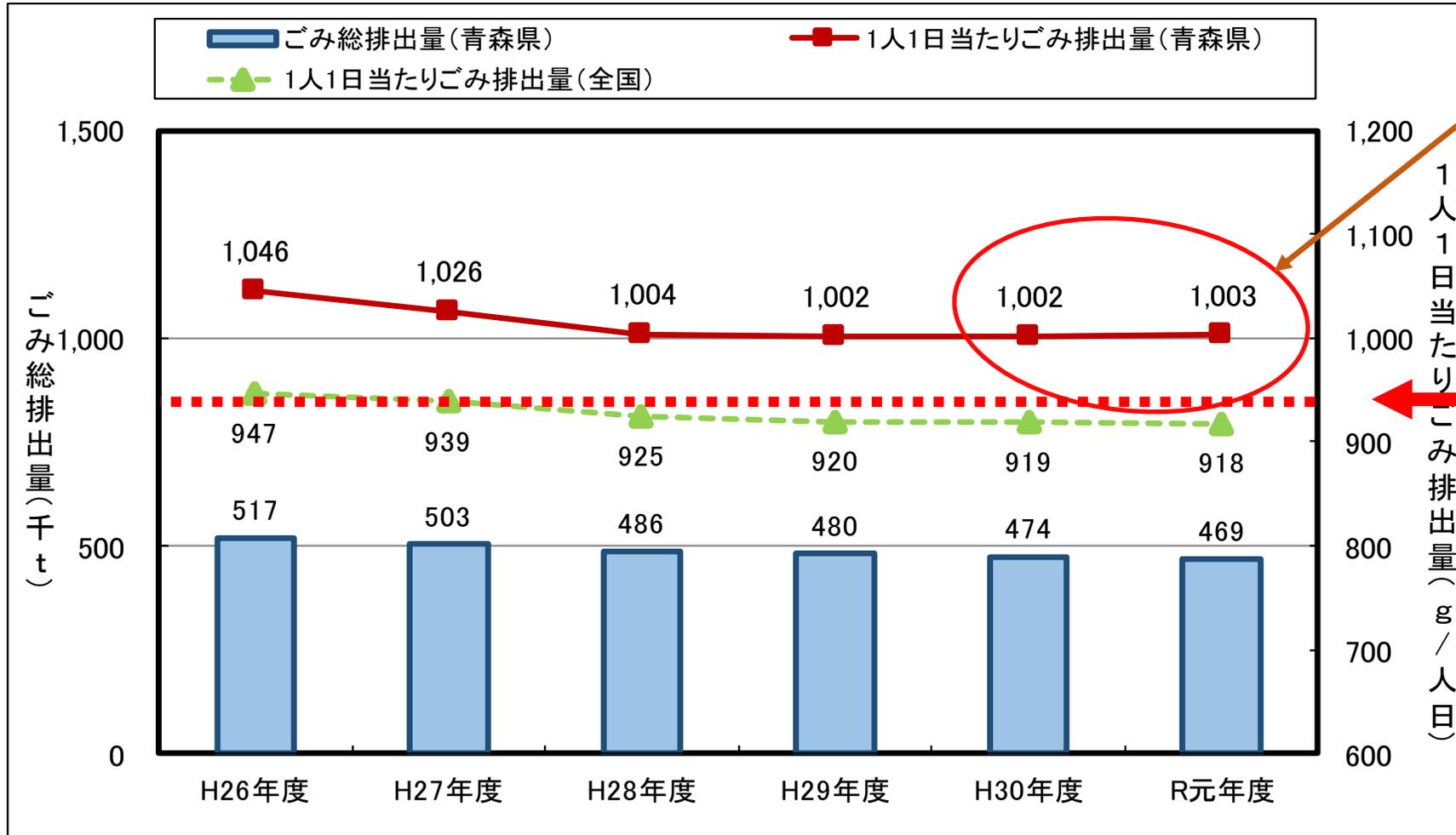
二酸化炭素
の増加



有害物質の増加

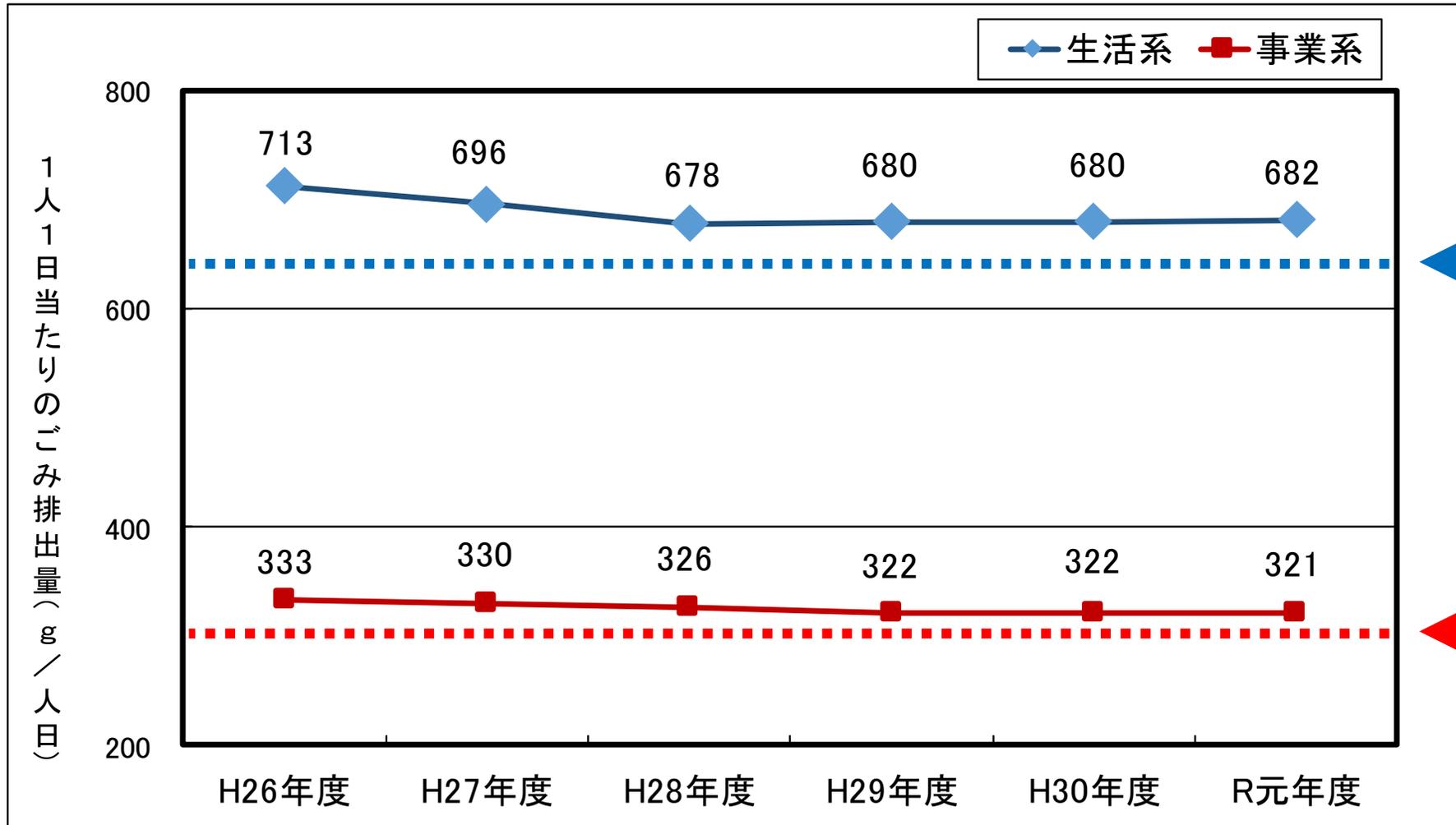
過去6年間のごみ排出量の推移

県民1人1日当たりのごみ排出量1,003g(全国43位)⇒前年度から1g増加



1人1日当たりのごみ排出量
目標値(R7年度)
940g/人日

青森県の1人1日当たりのごみ排出量における 生活系ごみと事業系ごみの内訳



生活系ごみ
目標値(R7年度)
640g/人日

事業系ごみ
目標値(R7年度)
300g/人日

令和7年度(2025年度) 青森県目標値

項目	1人1日当たりの排出量		
	全体	生活系ごみ	事業系ごみ
令和元年度 (2019年度) 県実績値	1,003g	682g	321g
令和7年度 (2025年度) 県目標値	940g	640g	300g

あと21g減量が
目標！

毎年少しずつ減量しているよ！
目標達成まであとちょっと！！



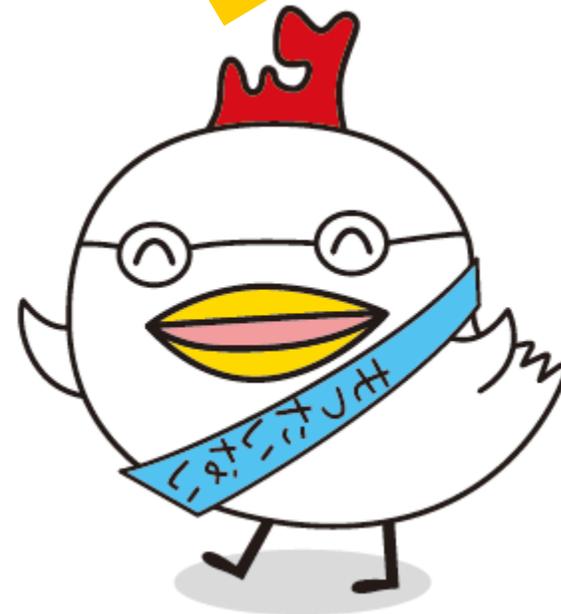
2. 事業系一般廃棄物の減量に必要なこと

事業者がごみを減量するメリット

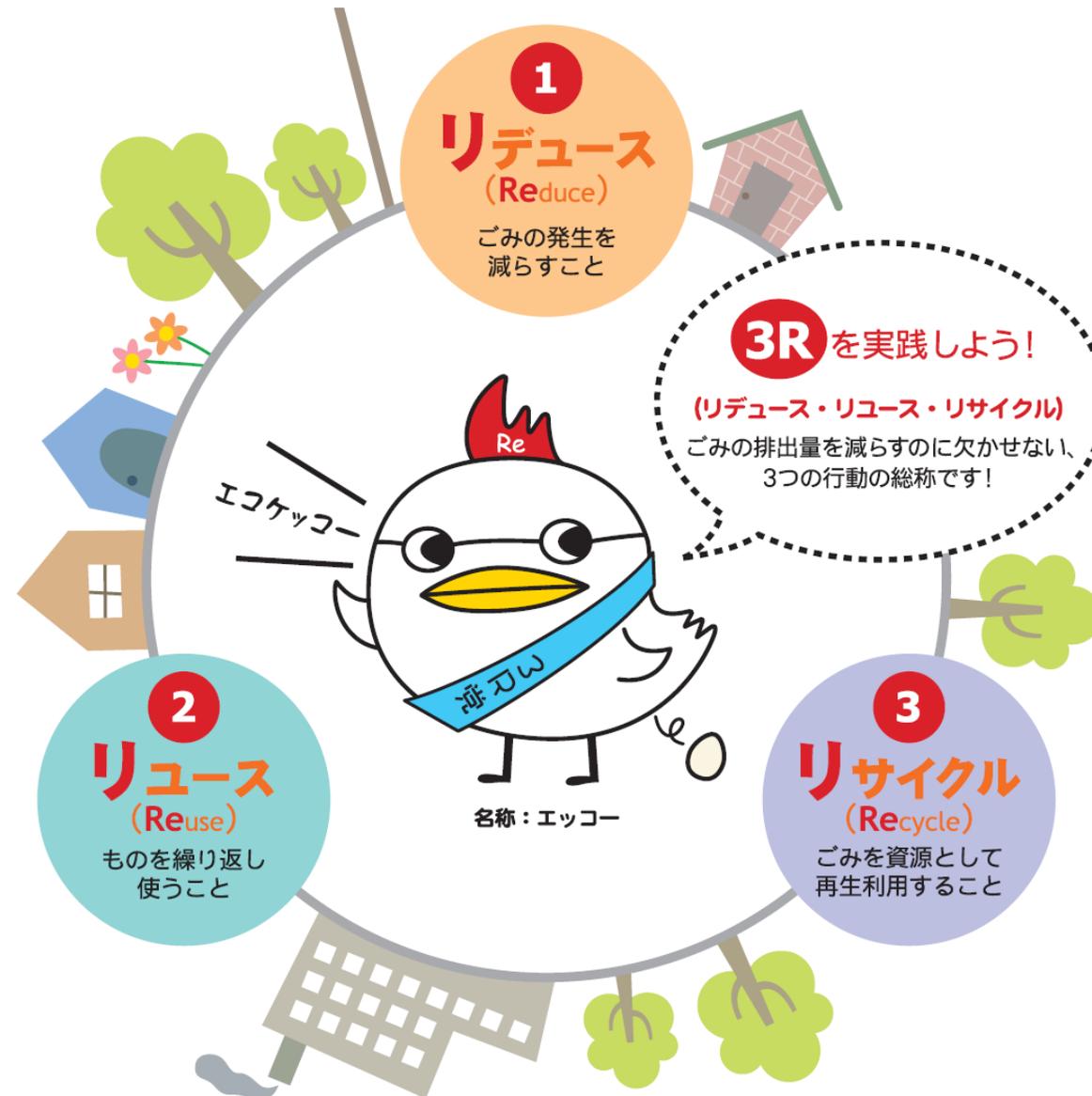
会社のイメージアップ

会社における
ごみ処理経費の削減

環境問題への取組
SDGsへの貢献



ごみの減量のために必要な3つの「R」



事業系ごみの3Rを効率よく促進するための ステップ

Plan

ステップ1

現状把握と目標設定

Action

ステップ4

目標や取組の見直し

Do

ステップ2

具体的な取組

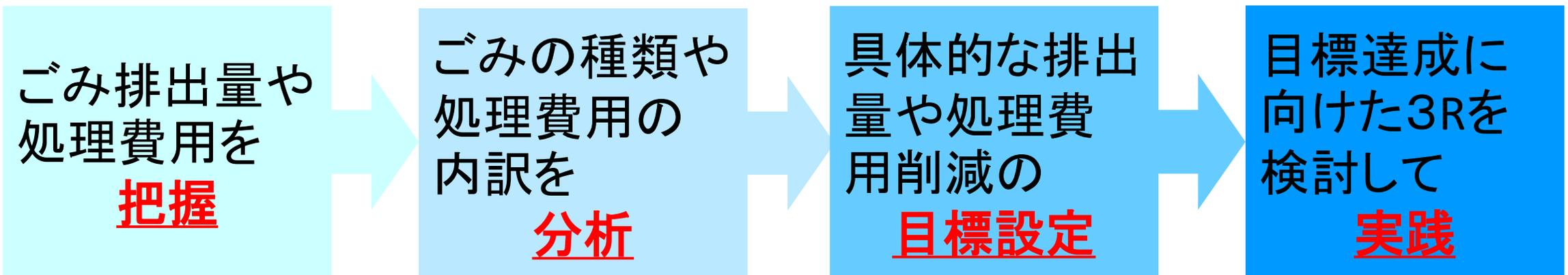
Check

ステップ3

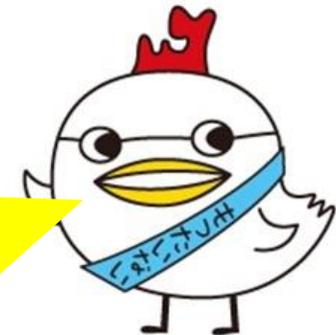
取組効果の評価

P ステップ1 現状把握と目標設定

事業系ごみの3Rを始める前に、自社のごみ排出量や処理に係る費用を把握・分析し、自社に合った排出量や処理費用削減の目標を設定しましょう！



数値を把握・分析することで、
より具体的な目標を立てることができるよ！
結果が目に見えるから達成状況も分かるね！



P ステップ1 現状把握と目標設定

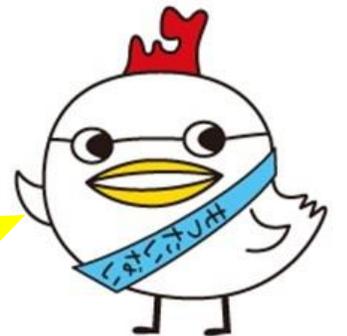
目標設定に当たってのワンポイントアドバイス

目標は低く！

高い目標を掲げて一生懸命3R活動すると、一時的にごみの排出量は減りますが、負担が大きく長続きしない場合が多いです。小さなことでもコツコツ続ける方が効果的です。

3Rは、

『**できることから**』『**無理のない範囲で**』『**継続して**』行い『**習慣化**』することが重要だよ！



D ステップ2 具体的な取組

①ごみになり得るものの削減



(削減できずに生じたごみについては・・・)

②分別の徹底、リサイクルの推進



(リサイクルできないごみについては・・・)

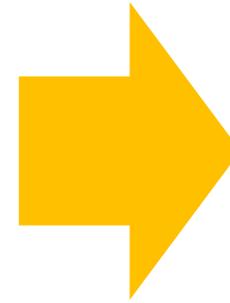
③適正処理(産業廃棄物と一般廃棄物の区別)

D ステップ2 具体的な取組 ①ごみになり得るものの削減

ごみを出さないことが一番大切！

まずは3Rのリデュース(減らす)ができないか考えましょう！

ペーパーレス化
(電子化)



在庫管理
(過剰在庫
の削減)



食品ロス
削減



発生したごみは、リサイクルの推進・適正処理に努めましょう！ 16

D ステップ2 具体的な取組

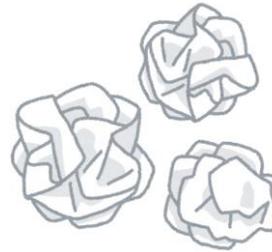
②分別の徹底、
リサイクルの推進

リサイクルできるものは積極的にリサイクルしましょう！

金属くず



紙



食品残さ



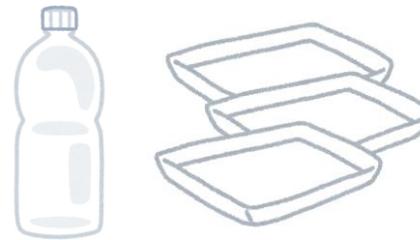
缶



ビン



プラスチック



衣類



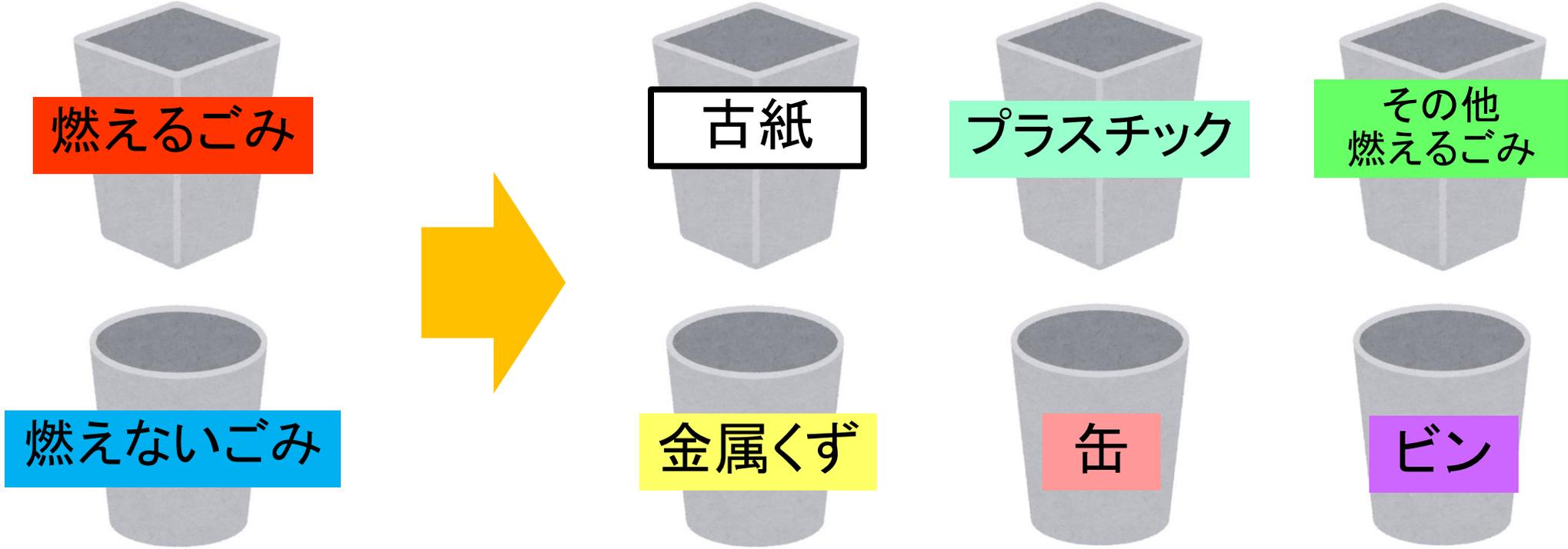
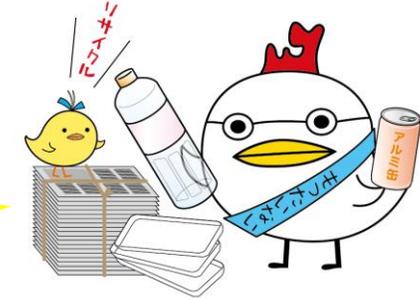
〔 有価売却または無償引取できるものもあり。⇒**処理費節約!**
ただし、そのときの市場によって異なるので注意が必要。 〕

D ステップ2 具体的な取組

②分別の徹底、
リサイクルの推進

リサイクルをするためには、ちゃんと分別することが大事！

混ぜればごみ、分ければ資源！



D ステップ2 具体的な取組

②分別の徹底、
リサイクルの推進

古紙だけでもこんなに分別することができます！



その他リサイクルできない紙ごみ

リサイクル可

D ステップ2 具体的な取組

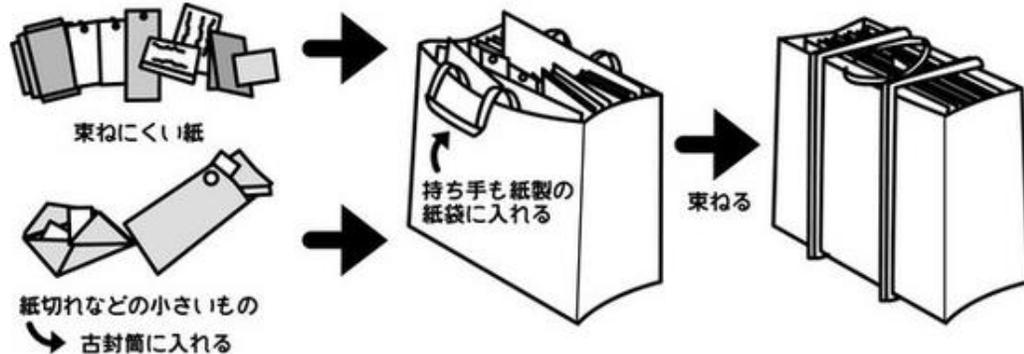
②分別の徹底、リサイクルの推進

ざつがみ
雑紙はリサイクルできます！

ざつがみ
【雑紙の例】



ざつがみ
【雑紙の上手なまとめ方】



【留意事項】

気をつけて！
次に挙げるようなものは回収できません

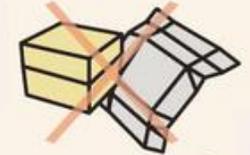
① 防水加工されているもの、プラスチックなどくっついているもの

(例) カップ麺・アイスクリーム・ヨーグルトなどのふたや容器、紙コップ、ハンバーガー・ケーキの包み紙、シールやシール台紙、宅配便専用の紙袋、コピー用紙の包装紙



② 金箔・銀箔加工している紙製品

(例) 贈答化粧箱、チョコレート・ガムの包装紙



③ 感熱紙、圧着はがき、写真、カーボン紙が貼りついている紙

(例) 感熱紙(熱で発色する紙): レシート、FAX用紙(普通紙FAXは除く)

圧着はがき(二つ折り以上になっていて剥がして読むはがき): 各種通知はがき
各種伝票、宅配使用送り状(ノーカーボン紙は除く)



④ ティッシュペーパー、トイレトペーパー、細かいシュレッダー紙



⑤ においの強い紙

(例) 洗剤や線香の入った紙箱や紙袋



リサイクルできないものは可燃ごみへ！

D ステップ2 具体的な取組

②分別の徹底、 リサイクルの推進

古紙は品質や特徴に応じて、様々な紙製品の原料となります。

【古紙のリサイクルの例】



参考:(公財)古紙再生促進センターHPより

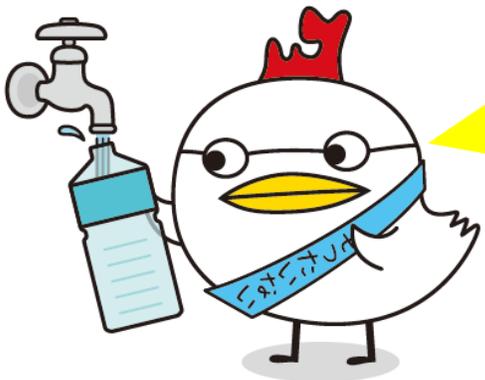
D ステップ2 具体的な取組

②分別の徹底、
リサイクルの推進

分別したものは、できるだけ汚れを落としましょう！

汚れがあると、悪臭や虫が発生して、回収業者やリサイクル業者の作業員が不快な思いをします。

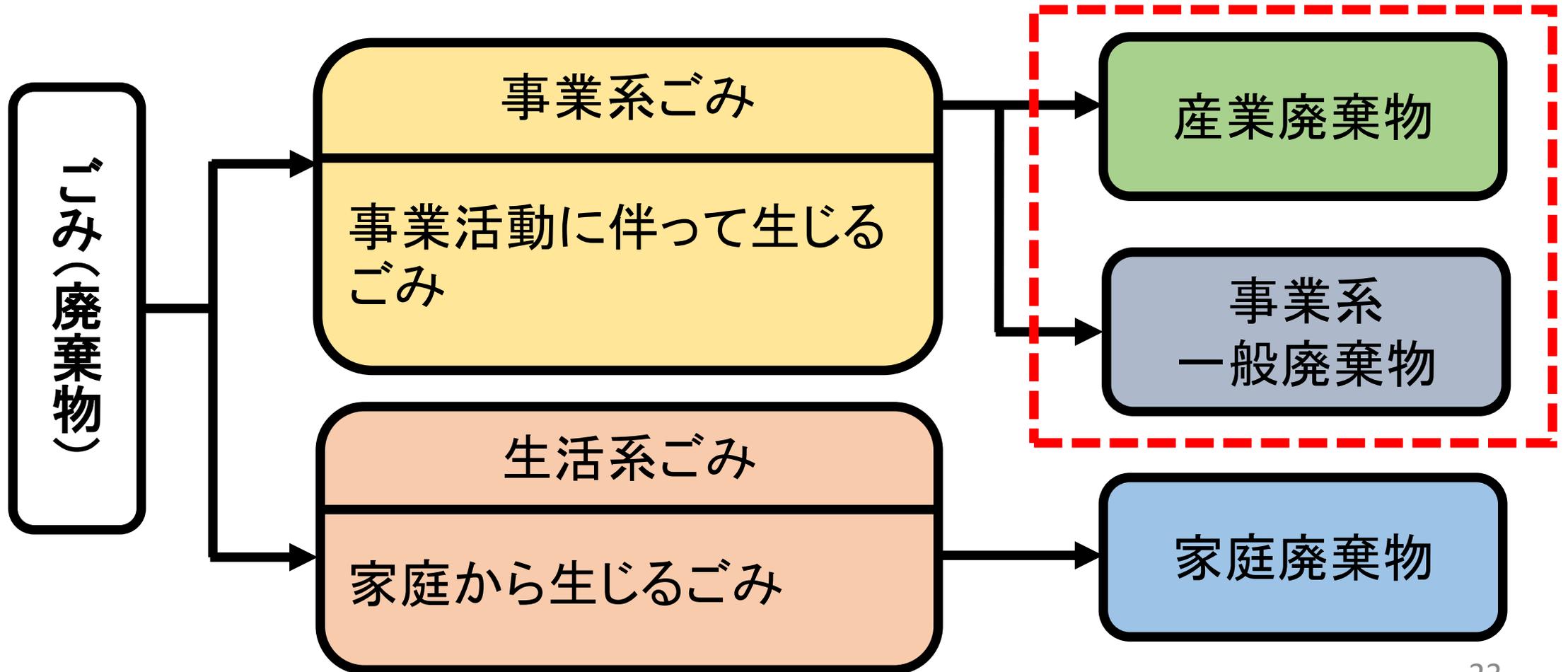
また、汚れがあると質のいいリサイクルができません。



回収業者やリサイクル業者の負担を減らすためにも
できるだけ汚れを落としてから引き渡そうね。

D ステップ2 具体的な取組 ③適正処理

リサイクルできないごみは適正に処理しましょう！
適正処理するためには産業廃棄物と一般廃棄物の区別が重要！



D ステップ2 具体的な取組 ③適正処理

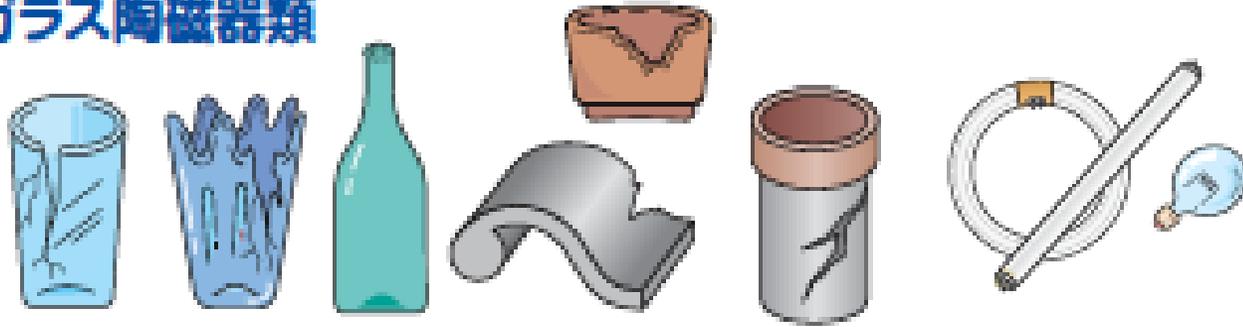
産業廃棄物の種類

区分	種類		区分	種類	具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	・パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの
	2	汚泥				・新聞業(新聞巻き取り紙を使用して印刷を行うもののみ)に係るもの
	3	廃油				・出版業(印刷出版を行うもののみ)に係るもの
	4	廃酸		14	木くず	・製本業、印刷物加工業に係るもの
	5	廃アルカリ				・建設業に係るもの(加工物の新築、改築、除去に伴うもののみ)
	6	廃プラスチック類				・木材又は木製品の製造業(家具製造業を含む)に係るもの
	7	ゴムくず		15	繊維くず	・パルプ製造業に係るもの
	8	金属くず				・輸入木材の卸売業に係るもの
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず				・建設業に係るもの(加工物の新築、改築、除去に伴うもののみ)
	10	鉱さい		16	動植物性残さ	※ 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずは、業種にかかわらず、全て産業廃棄物に該当する。
	11	がれき類				・繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係るもの
	12	ばいじん				・建設業に係るもの(加工物の新築、改築、除去に伴うもののみ)
			17	動物系固形不要物	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形不要物	
			18	家畜ふん尿	・と畜場においてと殺し、又は解体した獣畜に係る固形状の不要物	
			19	家畜の死体	・食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	
			20	令第2条第13号廃棄物	畜産農業に係るもの	
					畜産農業に係るもの	
					上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

D ステップ2 具体的な取組 ③適正処理

家庭から出るごみでは一般廃棄物でも…
事業活動に伴うこれらの廃棄物は**産業廃棄物**

ガラス陶磁器類



金属類



プラスチック類



3. 排出事業者の皆様へお願い



排出事業者の皆様へお願い



以下の3つを心がけて下さい！

- ①廃棄物処理委託業者との積極的なコミュニケーション
- ②リサイクル製品の積極的な購入・使用
- ③新型コロナウイルス感染症対策を考慮したごみ出し

① 廃棄物処理委託業者との積極的なコミュニケーション

自社で発生したごみの処理、
処理委託業者に丸投げしていませんか？



排出事業者

うちのごみは汚れていても全部委託業者が
持って行ってくれる。

うちで分別しなくても、委託業者が持って行っ
て(多分)分別してくれている。

どう処理(リサイクル)されているかは知らない。
手元から無くなるから気にしていない。

① 廃棄物処理委託業者との積極的なコミュニケーション

自社で発生したごみの処理、
処理委託業者に丸投げしていませんか？



廃棄物処理委託業者

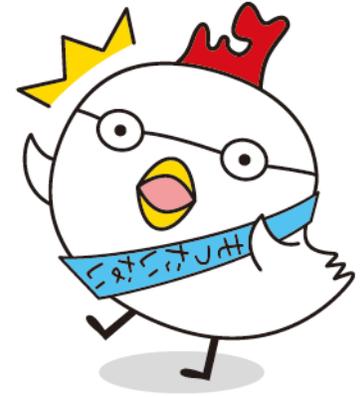
本当は分別を徹底してもらったり、汚れをしっかりと落としてからごみを出してほしいんだけど、お客様だからあまり強く要望できない。

契約打ち切られたらイヤだし、お客様に持って行くように頼まれたら断れないよ……。

こんな風に思っている処理業者さん多いのでは??

①廃棄物処理委託業者との積極的なコミュニケーション

事業活動に伴って生じた廃棄物の
処理責任は排出事業者にあります。



⇒ **排出事業者責任**

【廃棄物処理法】

第3条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第3条第2項(概要抜粋)

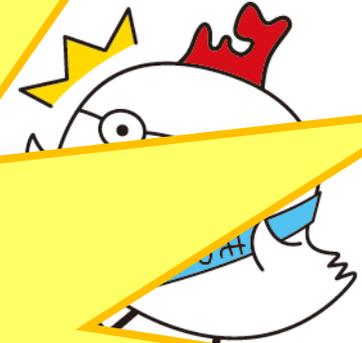
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。

第11条

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

① 廃棄物処理委託業者との積極的なコミュニケーション

事業活動に伴って生じた廃棄物の
処理責任は排出業者



**廃棄物処理を他人に委託
すれば責任終了
...とはならない!**

【廃棄物処理法
第3条第1項

適正に処理し
第3条第2項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。

第11条

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

①廃棄物処理委託業者との積極的なコミュニケーション

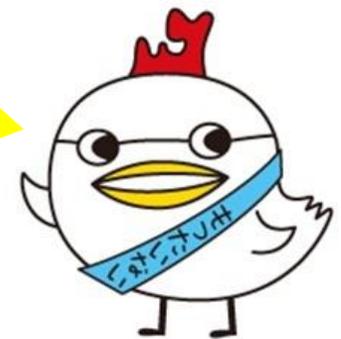
是非、処理委託業者と積極的にコミュニケーションを取ってみてください。

このごみはどうやって処理しているの？

もう少し細かく分別すればリサイクルできる？

これって売れないの？

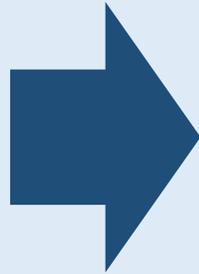
コミュニケーションの中で処理委託業者から分別の徹底等の要望があればできるだけ応えるようにしてね。



②リサイクル製品の積極的な購入・使用

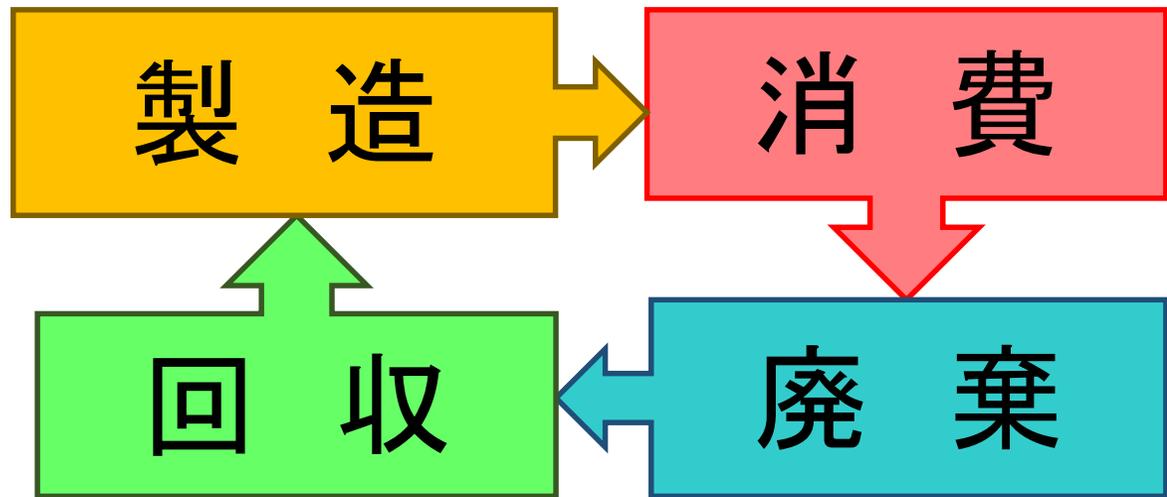
リサイクルでは、「製造」「消費」「廃棄」「回収」を効率よく循環させることが大切です。

リサイクル製品が
売れないと・・・



ごみとして廃棄

リサイクル原料の買取価格が
下がり資源回収が停滞



リサイクル製品を積極的に購入
することも立派な3R活動だよ！



②リサイクル製品の積極的な購入・使用

【参考：リサイクル製品を表すマークの一例】

 <p>グリーンマーク</p> <p>(公財)古紙再生 促進センター</p>	<p>原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマークです。</p>	 <p>3R活動推進 フォーラム</p> <p>古紙を混ぜた製品につけられるマークです。右の数字は古紙パルプを何%使っているかを表します。</p>	 <p>牛乳パック再利用 マーク促進協議会</p> <p>回収された紙パックを原料にして再生して作られた製品につけられるマークです。</p>
 <p>PETボトル 再利用品</p> <p>PETボトル リサイクル 推進協議会</p>	<p>日本国内でリサイクルして集められたペットボトルの再生フレークまたはペレットが25%以上使われている製品につけられるマークです。</p>	 <p>日本ガラスビン 協会</p> <p>原料としてガラスカレットを90%以上使用し製品化したエコロジーボトルを表すマークです。</p>	<p>このほか、エコマーク製品や省エネ製品も積極的に購入・使用しよう！</p> 

②リサイクル製品の積極的な購入・使用

【参考：青森県リサイクル製品認定制度】

制度の概要

循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）を原材料としたリサイクル製品のうち、**一定の基準を満たす製品**を県が認定する制度です。



認定製品数（R3.4.1現在）

品目	認定製品数
土木製品	347
農業製品	4
その他	2
合計	353

詳しくは、県ホームページからダウンロードできる、製品一覧をまとめたパンフレットで確認できます。

青森県ホームページで検索

青森県リサイクル認定製品 ×



③ 新型コロナウイルス感染症対策を考慮したごみ出し

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため

- ごみの散乱を防ぐため、**ごみ袋はしっかり封をしましょう！**
- 収集車内での袋の破裂を防ぐため、**ごみ袋は空気を抜いて出しましょう！**

ごみを回収する作業員の感染リスクを低くするために
できることから始めよう！



新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

— 家庭ごみを出すときに心がける5つのこと —

- その1** ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう！
ごみが散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋を運びやすく、収集車での破裂を防止できます。
- その2** ごみ袋の空気を抜いて出しましょう！
収集運搬作業においてごみ袋を運びやすく、収集車での破裂を防止できます。
- その3** 生ごみは水切りをしましょう！
ごみの量を減らすことができます。
- その4** 普段からごみの減量を心がけましょう！
購入した食品は食べきるなど、ごみを出さないことも大切です。家庭での食事機会が増える中、料理を楽しみながら、できることがあります。環境省の「食品ロスポータルサイト」をご覧ください。▶▶▶
- その5** 自治体の分別・収集ルールを確認しましょう！
粗大ごみの持ち込みを停止している場合や、資源物の分け方・出し方が普段と異なる場合があります。また、マスクなどごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。

新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

- ①** ごみ箱にごみ袋をかぶせ、いっばいにならないようにしましょう！
ごみは、いっばいになる前に早めに出しましょう。
- ②** ごみに直接接触することのないよう、しっかり縛って出しましょう！
ごみは、空気を抜いてからしっかり縛って出しましょう。万一、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にしてください。
- ③** ごみを捨てたあとはしっかり手を洗いましょう！
石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。

以上の点に気を付けてごみを出していただくことが、ご家族にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

4. 最後に

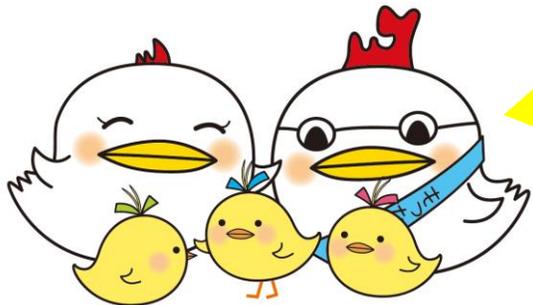
事業所におけるごみ減量・リサイクル推進に向けて

- 事業所でできる3R活動は沢山あります。
- まずは、みなさんの事業所における現在の3R活動の実施状況について、「実践ガイドブック」のチェックリストでチェックしてみましょう。
(県ホームページからPDFダウンロード可)

青森県ホームページで検索



- そして、事業所内でできる新たな3Rの取組について考えてみましょう。



みんなの努力が
青森県の未来を変える！



【お知らせ】県では事業者訪問助言事業を行っています

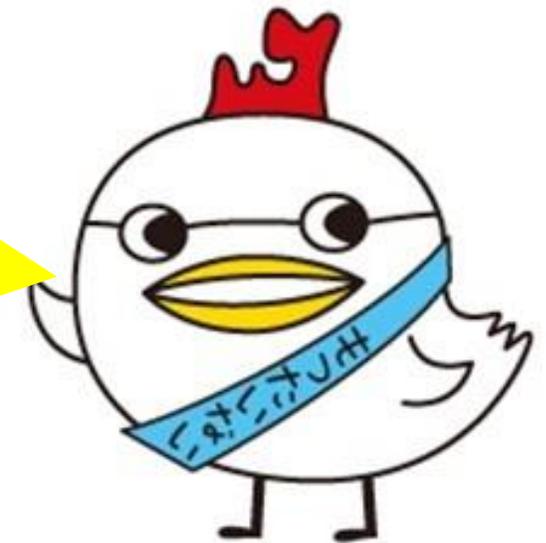
事業者の3R推進をお手伝いするため、県では今年度、市町村と合同で県内事業者を個別訪問し、従業員の話を聞いたりごみの排出状況を確認しながら、適宜3R推進に繋がるアドバイス等を行う事業を行っています。

(訪問滞在時間は30分～1時間程度です。)

※行政指導等を行う立入検査ではありません。

御希望があれば皆さんの事業所も訪問します。
興味があれば是非、担当まで御連絡ください。

【担当】青森県環境政策課 循環型社会推進グループ
担当者：柴田 悠司 電話番号：017-734-9249



これからも
ごみの減量とリサイクル
に御協力をお願いします。

御静聴ありがとうございました。

